

郡山市河内クリーンセンター再整備事業
環境影響評価方法書のあらまし

郡山市

令和8年3月

はじめに

郡山市では、現在、老朽化が進む河内クリーンセンターを現在の敷地内で建替えを計画する「郡山市河内クリーンセンター再整備事業」を進めています。

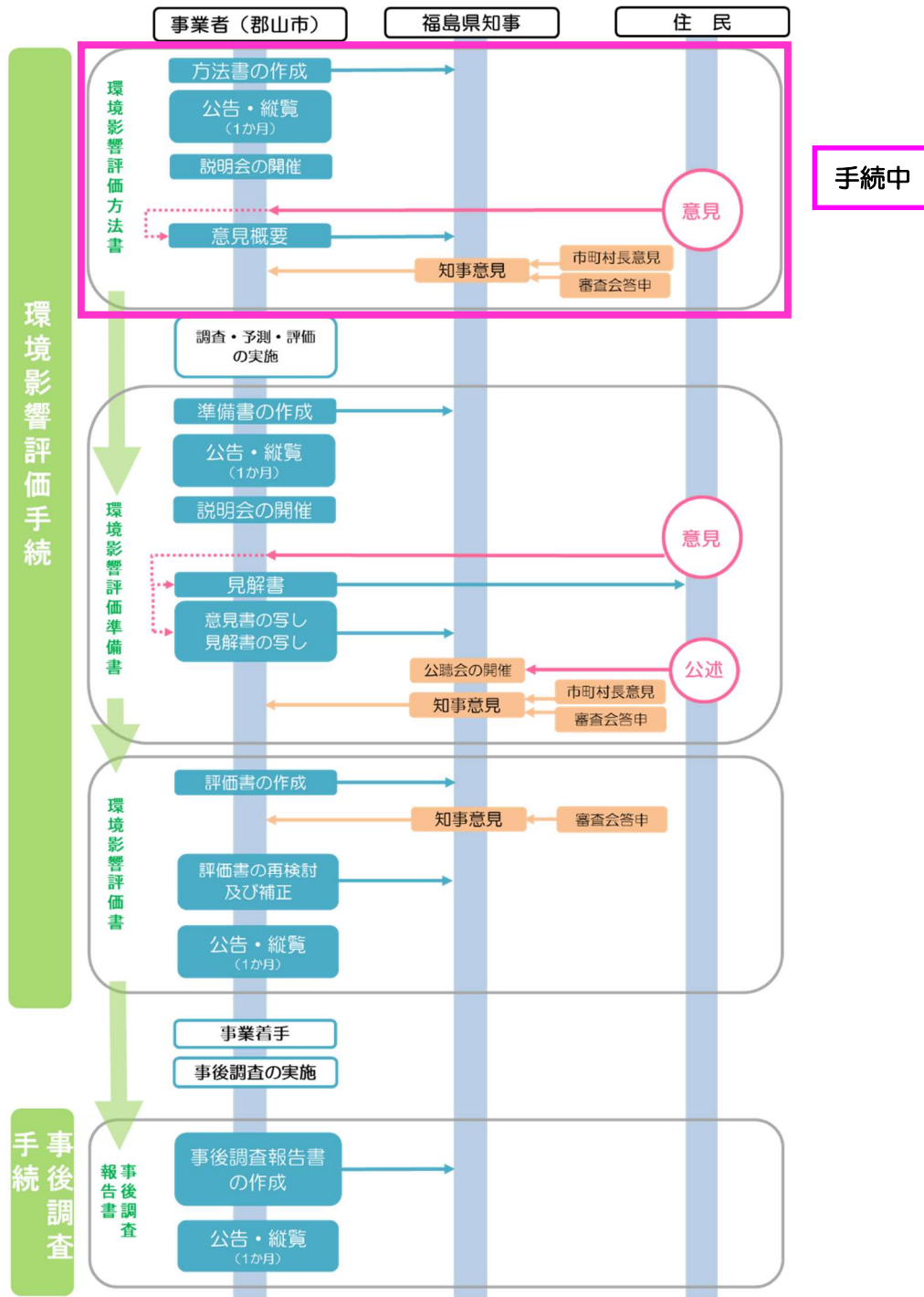
事業の実施にあたっては、福島県環境影響評価条例（以下「条例」といいます。）に基づき、環境影響評価手続を行います。このたび、条例に基づき、これから進めていく環境影響評価の方法について記載した「環境影響評価方法書」を作成しましたので、その概要についてお知らせします。

1 環境影響評価について

■環境影響評価とは

環境影響評価とは、事業の実施にあたり、環境にどのような影響を及ぼすかについて事業の実施前に調査を行い、予測するとともに環境保全措置を検討し、評価するものです。

この手続は下図のとおり進めるものと規定されており、現在は方法書の手続きの段階にあります。



<参考> 福島県「条例の環境影響評価手続の流れ」

2 対象事業の目的と概要

■事業の目的

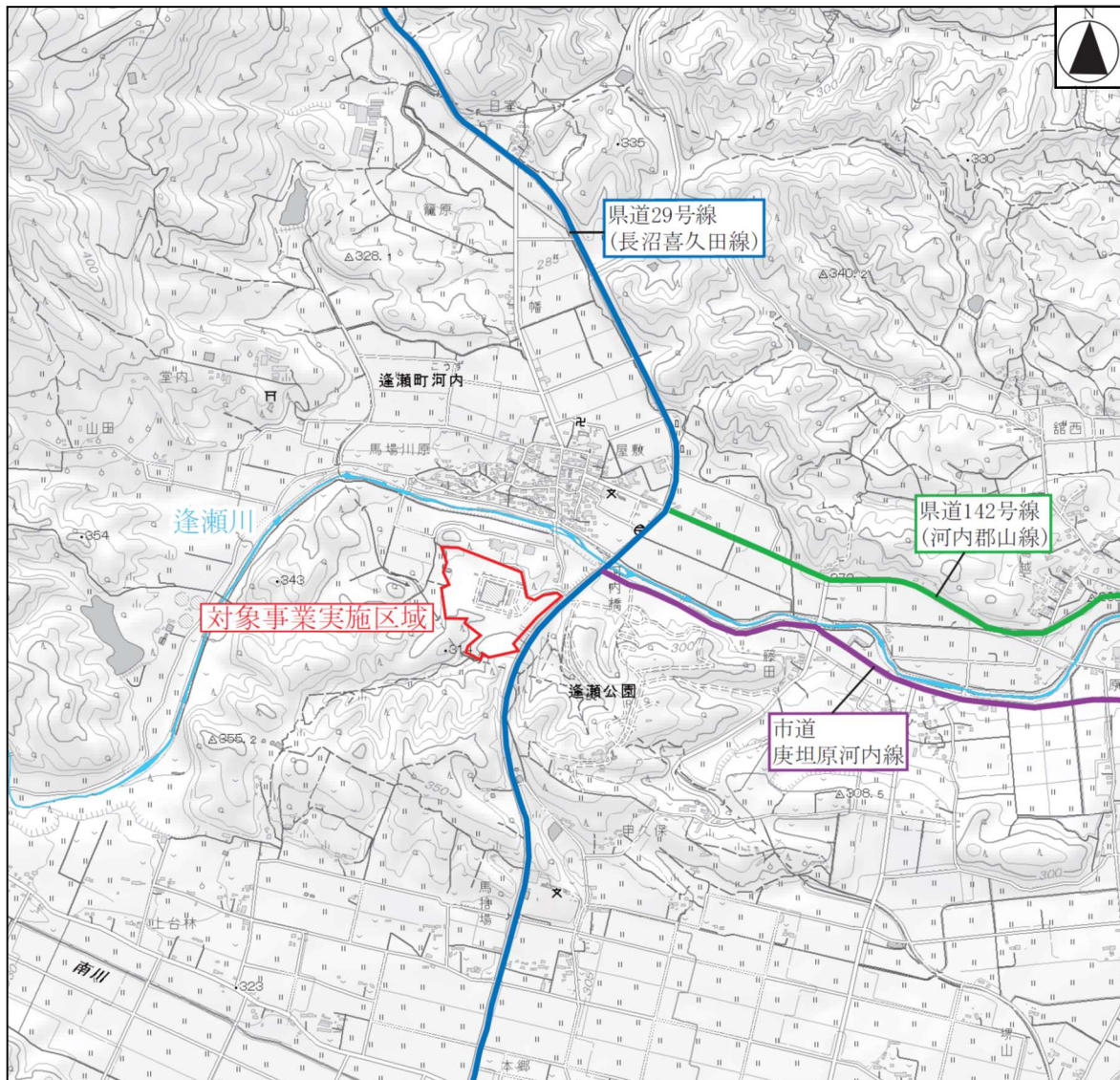
郡山市では、河内クリーンセンターと富久山クリーンセンターの2施設体制で本市から排出される一般廃棄物の処理を実施しています。そのうち河内クリーンセンターは、昭和59年の供用開始から40年以上が経過しており、再整備が必要な状況となっています。

本事業は、最新のごみ処理技術を導入し、安定的なごみ処理体制の構築とともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、地球温暖化防止対策、資源循環型社会の推進に資するよう次期ごみ処理施設を整備することを目的とします。

■対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は本市の西寄りに位置し、計画施設は現有施設の西側の敷地（現状グラウンド）に整備する。対象事業実施区域の東側は福島県道29号長沼喜久田線に接し、その東側は「県営逢瀬公園」となっている。また、北側には逢瀬川が西から東に流れている。

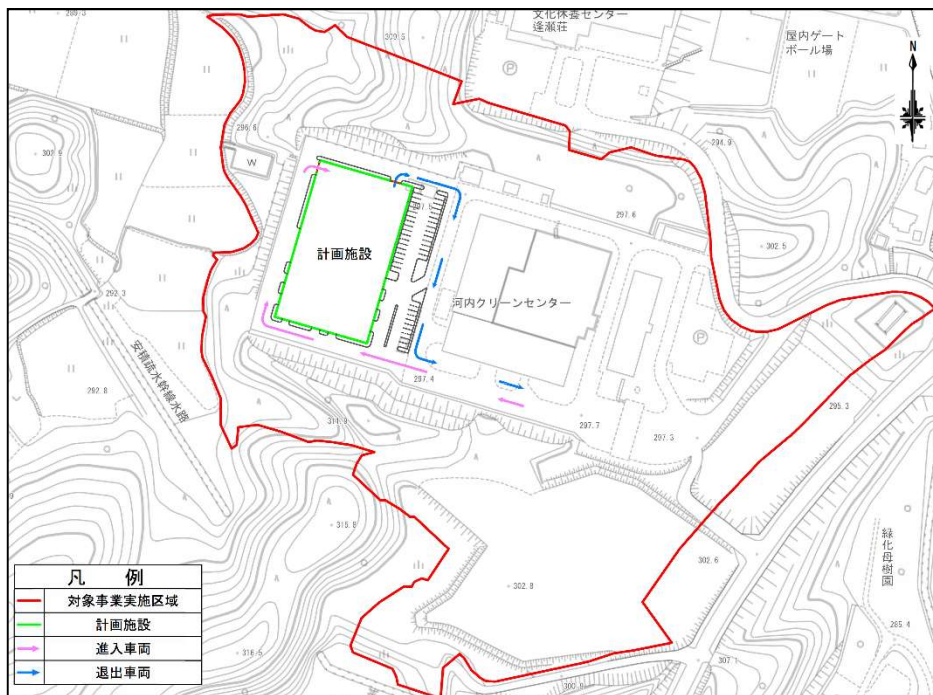
なお、対象事業実施区域及びその周辺は山林、農用地が広がっているが、対象事業実施区域の北、約200mは宅地となっている。



■施設配置計画（案）

本計画では、廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）を整備することとしています。

※現時点で想定する配置計画のため、今後変更となる可能性があります



■施設概要（検討中）

規 模：最大 213 t/h（約 8.9 t/h）

処 理 方 式：焼却、焼却＋灰溶融、ガス化溶融等のいずれか

全 体 工 程

項目 \ 年度	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
施設整備基本構想											
施設整備基本計画											
環境影響評価											
PFI導入可能性調査											
事業者選定											
設計・建設工事											

※現時点で想定する計画のため、今後変更となる可能性があります

■公害防止対策

法及び条令等に規定される規制基準を遵守するとともに、自主基準値（計画目標値）を定めます。

・大気汚染防止対策

燃烧温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃烧の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、適正な運転・管理を行います。

・水質汚濁防止対策

生活系排水、プラント系排水ともに、処理後、施設内での再利用を図るものとしませんが、余剰水が発生した場合には逢瀬川に放流します。

・騒音・振動防止対策

騒音の少ない機種を選定、特に大きな騒音機器は防音構造の室内への収納、消音器の設置等の対策を講じます。

・悪臭防止対策

負圧管理、密閉化、炉停止時の脱臭等を行うなど、適切な臭気対策を講じます。

3 調査、予測及び評価の項目について

■環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目は福島県環境影響評価技術指針等を参考に、下表のとおり選定しました。

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			建設機械の稼働	車両の走行等の	造成一時的施工に影響	地形変化及び施設	施設の稼働	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
		硫黄酸化物					○	
		浮遊粒子状物質		○			○	○
		粉じん等	○					
		有害物質等					○	
	騒音	騒音	○	○			○	○
	振動	振動	○	○			○	○
	悪臭	悪臭				○		
水環境	水質	水の濁り			○		○	
		水の汚れ					○	
		有害物質等					○	
土壌に係る環境 その他の環境	土壌	土壌汚染					○	
動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○		○	
植物		重要な種及び群落			○		○	
生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○		○	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○	○
廃棄物等		廃棄物			○		○	
		建設工事に伴う副産物			○			
温室効果ガス等		二酸化炭素					○	

■評価の手法

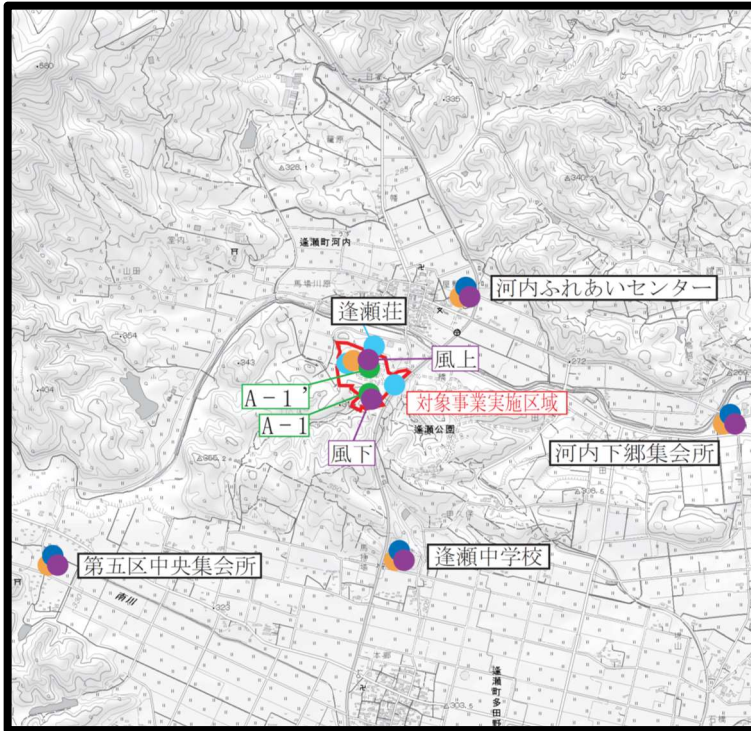
① 環境影響の回避、低減に係る評価

調査及び予測の結果を踏まえ、事業の実施により選定項目による環境影響が、**実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかについて検討します。**

② 環境保全の観点からの基準又は目標との整合性に係る評価

環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、**当該基準、目標等と予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて検討します。**

■大気質・騒音・振動・悪臭・土壌の調査地点



区分		調査項目	
大気質	環境大気	窒素酸化物、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 ダイオキシン類、 塩化水素、水銀	●
	環境大気 地上気象 上層気象 (A-1)	窒素酸化物、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 ダイオキシン類、 塩化水素、水銀、 降下ばいじん、 気温・湿度、日射量、 放射収支量 上層(風向・風速、気温)	●
	地上気象 (A-1')	風向・風速	
騒音 振動	環境騒音・振動		●
悪臭	臭気指数等		●
土壌	環境基準項目、ダイオキシン類		●

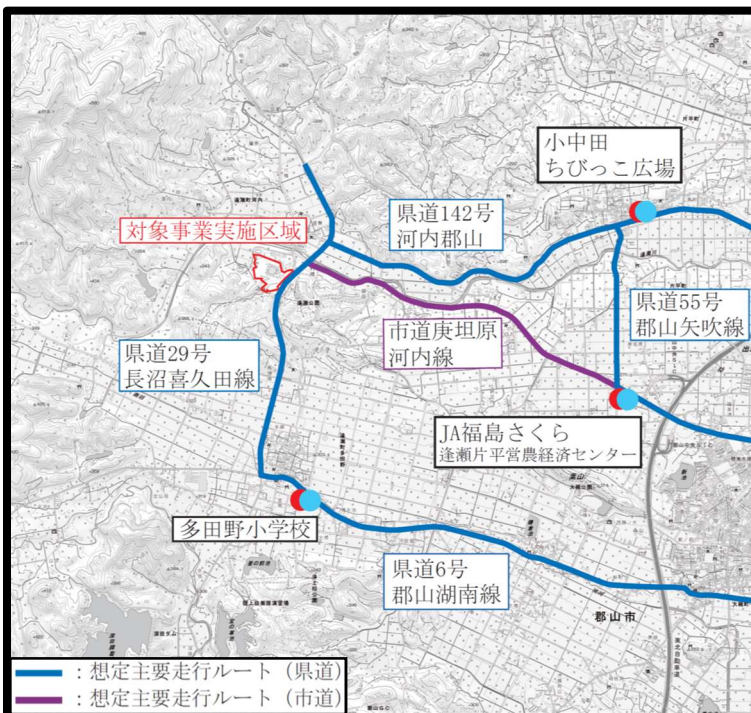


大気質調査例



上層気象調査例

■大気質・騒音・振動の調査地点

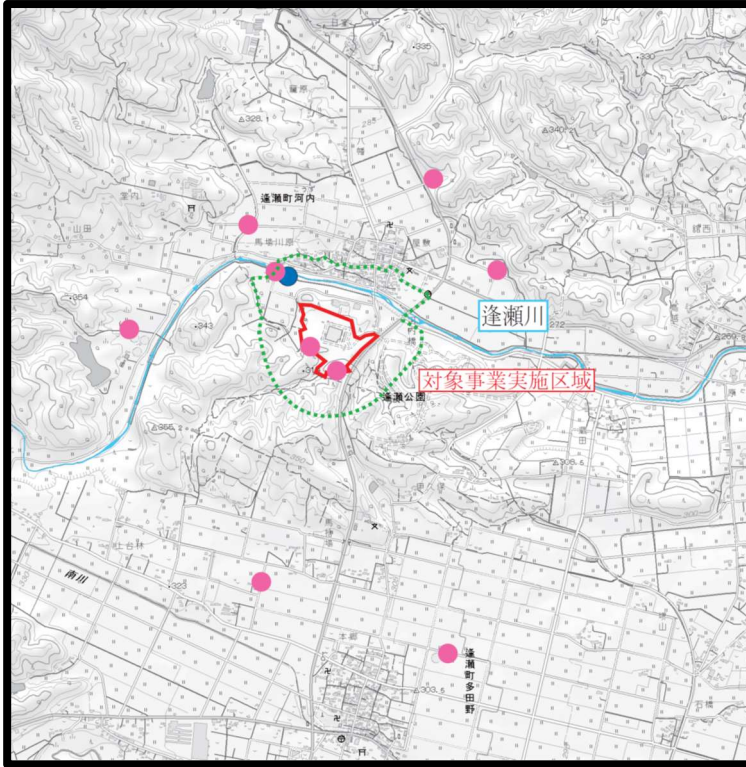


区分		調査項目	
大気質	沿道大気	窒素酸化物、 浮遊粒子状物質	●
騒音 振動	道路交通騒音・振動 交通量		●



騒音・振動、交通量調査例

■水質・動物・植物・生態系の調査地点

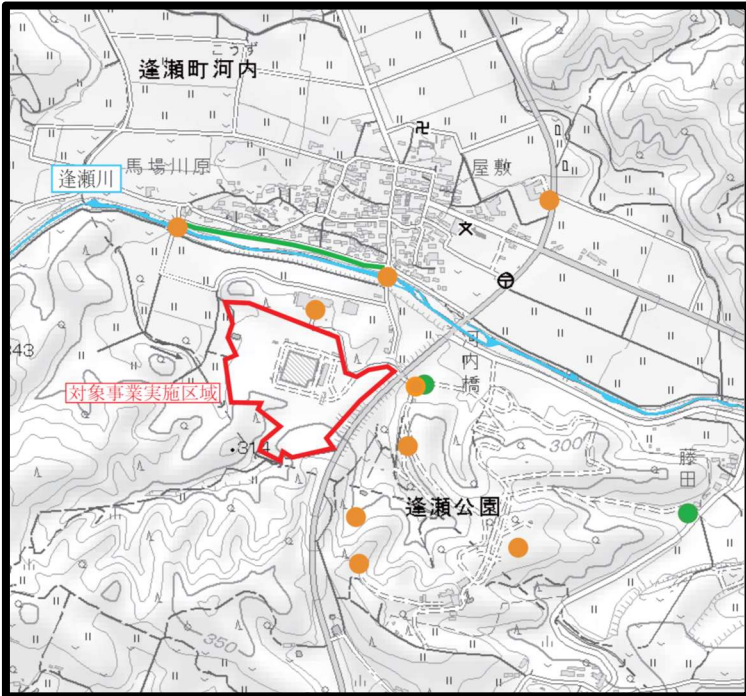


区分	調査項目	
水質	生活環境項目等、健康項目、 ダイオキシン類	●
動物 ・ 植物 ・ 生態系	哺乳類・鳥類・両生類・ 爬虫類・昆虫類・魚類・ 底生動物・植物	○
	猛禽類	●



動物（昆虫類）調査例

■景観・人と自然との触れ合いの活動の場



区分	調査項目	
景観	眺望景観	●
人と自然との 触れ合いの活動の場	利用状況等	●



景観調査例

■廃棄物等

廃棄物等について、工事の実施及び施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の量を予測し、適正な処理方法や削減方法を検討します。

■温室効果ガス等

温室効果ガス等について、施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの量を予測し、適正な削減方法・対策を検討します。

4 方法書の縦覧、意見書の提出について

■方法書の縦覧

- 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

名 称：郡山市

代表者の氏名：郡山市長 椎根 健雄

所 在 地：郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

- 方法書の縦覧場所、期間及び時間

縦 覧 場 所：福島県生活環境部環境共生課（福島県庁西庁舎 10 階）

郡山市環境部環境政策課（郡山市役所西庁舎 4 階）

郡山市環境部資源循環課（郡山市役所西庁舎 4 階）

郡山市逢瀬行政センター（郡山市逢瀬町多田野南原 3）

縦 覧 期 間：令和 8 年 3 月 19 日（木）から令和 8 年 4 月 20 日（月）まで（土日、祝日を除く）

縦 覧 時 間：各日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※郡山市ホームページでは、上記の期間いつでも電子縦覧が可能です。



■意見書の提出について（方法書への環境の保全の見地からの意見が提出できます。）

- 提 出 方 法：持参、郵送、郡山市オンライン申請サービス又は縦覧場所に備付けの意見箱への投函により提出してください。

- 提 出 期 限：令和 8 年 5 月 7 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）

- 持参又は郵送先：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号
郡山市環境部資源循環課（郡山市役所西庁舎 4 階）

- 意見書に記載すべき事項

以下の必要事項を記載の上、ご提出をお願いいたします。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見（意見の理由も記載）

方法書に関するお問い合わせ先（事業者）

郡山市環境部資源循環課

住所：福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

電話：024-924-2751 FAX：024-935-6790

E-mail：shigen@city.koriyama.lg.jp